

# 市場監督管理の法執行監督規定

(意見募集稿)

## 第 1 条

市場の監督管理に関する法執行に対する監督（以下、法執行監督という）を強化し、行政上の法執行（以下、行政法執行という）行為の適正化を図り、公民、法人及びその他の組織の合法的權益を保護するため、「中華人民共和国行政許可法」「中華人民共和国行政処罰法」などの法律・行政法規に基づき、本規定を制定する。

## 第 2 条

本規定における法執行監督とは、上級の市場監督管理部門が下級の市場監督管理部門に対して、（又は）各級の市場監督管理部門が自部門の所属機関、出先機関及び法執行職員の行政法執行行為に対して、検査・評定・督促・是正などの活動を行うことをいう。

## 第 3 条

各級の市場監督管理部門の関係機関は、職責に従い、関連分野の法執行監督業務を実施する。

各級の市場監督管理部門の法制機関は、当該市場監督管理部門の指導の下、法執行監督業務の計画、調整、指導及び実施を担当する。

## 第4条

法執行監督は、法執行の監督と法執行の促進を結び付け、誤りの是正と業務の改善を結び付ける原則に従わなければならない。

## 第5条

法執行監督の範囲は、主として次の各号に掲げる通りである。

(1) 市場監督管理に係る法律・法規・規則・行政規範性文書の執行状況。

(2) 行政規範性文書の適法性。

(3) 公平競争審査の状況。

(4) 行政処罰・行政許可・行政強制などの具体的な行政法執行行為の適法性と妥当性。

(5) 行政法執行の公示状況。

(6) 行政法執行の全過程の記録状況。

(7) 行政処罰に関する裁量基準制度の確立及び実施状況。

(8) 行政不服審査、行政訴訟、国家賠償、行政法執行と刑事司法のつながりなどの状況。

(9) 行政法執行において、不作為、職権濫用、職務怠慢、越権的法執行などの行為が存在するか否か。

(10) その他の監督が必要な事項。

## 第6条

法執行監督は、主として次の各号に掲げる方法を採用する。

- (1) 行政法執行に関する証明書管理。
- (2) 行政規範性文書の適法性審査。
- (3) 公平競争審査。
- (4) 行政処罰事件の審査・聴聞。
- (5) 重大な法執行の決定に関する法制審査。
- (6) 行政不服審査。
- (7) 法治的市場監督管理の確立に関する評価。
- (8) 特別法執行検査。
- (9) 行政法執行事件記録の評価・審査。

(10) 市場監督管理部門が採用を決定したその他の監督方法。

## 第7条

市場監督管理部門は、関連規定に基づき行政法執行員証明書を審査の上発給し、行政法執行員の情報を公開し、行政法執行員証明書の使用状況について動的管理を実行する。

## 第8条

市場監督管理部門は、その制定した行政規範性文書の法適合性について審査を行わねばならず、審査を経ていない、又は不適合と判断した場合、審議に提出してはならない。行政規範性文書の法適合性については、主として次の各号に掲げる内容を審査する。

- (1) 制定主体が適法か。
- (2) 法によって定められた職権を越えていないか。
- (3) 憲法・法律・法規・規則の規定に適合しているか。
- (4) 行政許可、行政処罰、行政強制、行政による収用、行政による料金徴収などの事項を法に違反して設けていないか。
- (5) 法律・法規の根拠なく公民、法人及びその他の組織の合法的権益を損ない、又はその義務を増やすなどの状況を引き起こさないか。
- (6) 法律・法規の根拠なく当該組織の権力を増し、或いは当該組織の法によって定められた職責を減らすなどの状況を引き起こさないか。
- (7) 行政規範性文書の制定手続きに違反しないか。
- (8) その他審査が必要な内容。

## 第9条

市場管理監督部門は、市場参入・入札・政府調達・経営行為規範・資格基準などに関わる市場主体の経済活動に関する法規、規則、行政規範性文書及びその他の政策措置を起草する過程において、関連規定に基づき公平競争審査を行わなければならない。

## 第10条

市場監督管理部門は、行政処罰事件に対する審査・聴聞を行う場合には、「市場監督管理行政処罰手続き暫定規定」、

「市場監督管理行政処罰に係る聴聞暫定規則」に基づき執行しなければならない。

## 第11条

市場監督管理部門は、次の各号に掲げる重大な行政法執行の決定を行う前に、すでに法制審査を経た場合を除き、いずれも当該部門の法制機関又はその他の機関により審査を行わなければならない。審査を経ていない、又は審査に通過されなかった場合は、審議に提出してはならない。

(1) 重大な公共の利益に及ぶ場合。

(2) 重大な社会的影響をもたらす、又は社会的リスクを引き起こす可能性がある場合。

(3) 行政の相手方又はその他の者の重大な権益に直接関係する場合。

(4) 聴聞手続きを経て行政法執行の決定を下す必要がある場合。

(5) 事件の状況が難解・複雑で、複数の法律関係に関わる場合。

(6) 法律・法規・規則が法制審査を行うと定める重大な法執行の決定。

## 第12条

市場監督管理部門は、「中華人民共和国行政不服審査法」などの法律・法規に基づき行政不服審査事件を処理しなければならない。

各級の市場監督管理部門は、行政不服審査、行政訴訟及び国家賠償事件について統計・分析を行わなければならない。下級の市場監督管理部門は定期的に1級上の市場管理監督部門に統計・分析報告を送らなければならない。

### **第13条**

市場監督管理部門は、法治的市場監督管理の確立に関する評価を行い、法治的市場監督管理確立評価規則、指標体系及び採点基準を制定し、当該級及び下級の市場監督管理部門の法整備状況に対し評価を行わねばならない。

### **第14条**

市場監督管理部門は、業務の必要性に応じて、市場監督管理に関する法律・法規・規則・行政規範性文書の実施状況、又は行政法執行中の普遍性を有する焦点・難点について特別法執行検査を実施することができる。

特別法執行検査は、市場監督管理部門の関係機関により実施し、必要に応じて、法制機関により実施することができる。

### **第15条**

市場監督管理部門は、当該級及び下級の市場監督管理部門による行政処罰・行政許可などの行政法執行事件記録について評価審査を行わなければならない。

行政処罰事件記録の評価審査の内容は、主として次の各号に掲げる通りである。

- (1) 行政処罰の実施主体が適法か。

- (2) 認定する事実が明白か、証拠が確実か。
- (3) 法的根拠の適用が正確か。
- (4) 手続きが適法か。
- (5) 自由裁量権の行使が妥当か。
- (6) 犯罪容疑のある事件が適時司法機関に移送されたか。
- (7) 事件記録の執筆、作成、装丁が適正か。
- (8) 評価審査が必要なその他の内容。

行政許可事件記録の評価審査の内容は、主として次の各号に掲げる通りである。

- (1) 行政許可の実施主体が適法か。
- (2) 行政許可項目に法的根拠があるか。
- (3) 申請資料が揃っているか、法に定められた形式に適合しているか。
- (4) 法的根拠の適用が正確か。
- (5) 手続きが適法か。
- (6) 事件記録の執筆、作成、装丁が適正か。
- (7) 評価審査が必要なその他の内容。

## 第16条

市場管理監督部門は、法執行監督を実施するとき、以下の方法を採用し関係状況を調査することができる。

- (1) 行政法執行事件記録及びその他の関係材料のレビュー・複製・取り寄せ。

(2) 行政法執行職員、行政の相手方、その他関係者への聞き取り。

(3) 法定資格を備えた機関による測定、検査、検疫、鑑定などの委託。

(4) 座談会の開催。

(5) アンケート調査の実施。

(6) 訪問調査、「回訪（法執行の終了後、相手方を訪問して意見聴取すること）」、覆面調査。

(7) 自己点検、抜き取り検査、相互検査、立入検査。

(8) 法に基づき採用可能なその他の方法。

## 第17条

下級の市場監督管理部門は、定期的に上級の市場監督管理部門に法執行監督業務の実施状況及び関連データを報告しなければならない。

上級の市場監督管理部門は、業務の必要性に応じて、下級の市場監督管理部門に法執行監督業務の実施状況と関連データの報告を求めることができる。

## 第18条

各級の市場監督管理部門は、法執行監督の実施状況を速やかに取りまとめ、分析し、当該級の市場監督管理部門の責任者の許可を経て、法執行監督に関する状況を適切な範囲に通達することができる。

上級の市場監督管理部門は、法執行監督業務において、下級の市場監督管理部門に比較的深刻な問題があること



を発見した場合、当該級の市場監督管理部門の責任者の許可を経て、下級市場監督管理部門の責任者に対し、行政指導を行うことができる。

## 第 19 条

市場監督管理部門は、自部門の所属機関、出先機関及び法執行職員に法に定められた職責の不履行、違法な履行、不当な履行を発見した場合、それを速やかに是正しなければならない。

## 第 20 条

上級の市場監督管理部門は、下級の市場監督管理部門及びその法執行職員による法に定められた職責の不履行、違法な履行、不当な履行を発見した場合、当該級の市場監督管理部門の責任者の許可を経て、法執行監督通知書を発し、期間内に是正するよう意見を提出することができる。必要に応じて直接是正することができる。

下級の市場監督管理部門は、法執行監督通知書に定められた期間内に関連行政行為を是正し、是正後 10 日以内に上級の市場監督管理部門に是正状況を報告しなければならない。

## 第 21 条

上級の市場監督管理部門は、下級の市場監督管理部門の行政法執行業務中に普遍的な問題又は地域的なリスクがあることを発見した場合、当該級の市場監督管理部門の責任者の許可を経て、下級の市場監督管理部門に法執行監督

建議書を発し、制度整備又は業務改善の建議を提出することができる。

下級の市場監督管理部門は定められた期間内に関連状況を上級の市場監督管理部門に報告しなければならない。

## 第22条

下級の市場監督管理部門は、法執行監督通知書及び建議書を実行しない場合、上級の市場監督管理部門は公開戒告（中国語は「通達批評」。ある主体の犯した誤りや処分を一定範囲に通知し、他の教訓とすること——訳注）を行い、権限を持つ機関が主管責任者及び関係担当者に対し法に基づき懲戒処分を行うよう建議することができる。

行政法執行職員が法執行監督通知書及び建議書を実行しない場合、市場監督管理部門は、情状の程度により教育的批判、公開戒告、離任研修、法執行職からの離任又は懲戒処分を行うことができる。

## 第23条

薬品監督管理部門及び知的財産権行政部門による法執行監督の実施に、本規定を適用する。

## 第24条

本規定は 年 月 日より施行する。2004年1月18日に旧国家品質監督検査検疫総局（「国家質量監督檢驗検疫総局」）令第59号で公布された「品質監督・検査・検疫に関する行政法執行監督及び行政法執行の過失責任追及規則」及び2015年9月15日に旧国家工商行政管理総局令第

78号で公布された「工商行政管理機関法執行監督規定」は同時に廃止される。

出典：2019年9月20日 国家市場監督管理総局ウェブサイト

[http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/201909/t20190920\\_306908.html](http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/201909/t20190920_306908.html)

※本資料は仮訳の部分を含みます。

※ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。